

令和7年度 うべみちサポート事業サポートグループの募集について

市道の草刈り作業をしていただける団体(グループ)を募集しています。

対象団体

地域の住民の方々等により、5名以上で組織されている団体が対象です。

・団体及びメンバーは、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の第2条第2号から4号及び6号の規定に該当しないこと。また、暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者でないこと。

※募集团体の例: 自治会、地域グループ、地域活動NPO等

活動区域・内容

原則として、市が指定する道路の路肩部分の草刈りを行っていただきます。

・市が管理する市道が対象となります。

・活動に危険が伴う箇所は、対象から除きます。

※市が指定する道路は、宇部市ホームページに掲載しています。(閲覧については裏面参照)

活動条件

・ほぼ1年間にわたって活動していただけること。

・活動区間が500m(500㎡)以上であること。ただし、草刈り幅は1m以内とする。

・最低年1回は、草丈10cm以下に刈り込み、集積を行っていただくとともに、年間を通じて道路環境を良好な状態に維持していただけること。(刈り草の搬出は市にて行います。)

草刈り委託料

・年間1回分を限度として、作業面積1㎡当たり55円(消費税を含む)をお支払いします。

応募期間

令和7年4月1日(火)から同年5月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

※ 応募期間以外でも応募について、相談を受け付けます。詳しくは裏面まで、お問い合わせください。

応募方法

裏面の事務所に申請書を提出してください。(申請書様式等のダウンロードは裏面参照)

サポートグループの決定

申込み締切り後、7月上旬ごろまでにサポートグループを決定し、その結果を応募のあった代表者に文書で通知します。

保険

活動中の事故に対しては、宇部市市民活動補償が適用されます。補償内容等は下記までお問い合わせください。

閲覧、及び申請書ダウンロード先

市トップページ ⇒ しごと・産業 ⇒ 道路・河川 ⇒ 宇部市の道路 ⇒
宇部市の道路に関する募集情報 ⇒ うべみちサポート事業サポートグループの募集

閲覧、申請、及び問い合わせ先

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| ○ 宇部市 土木建設部 道路整備課 道路現場事務所 | TEL 0836-21-2348
FAX 0836-34-3050 |
| ○ 宇部市 土木建設部 道路整備課 工事3係 北部総合支所 | TEL 0836-67-2815
FAX 0836-67-2293 |